

2025年6月26日

株主各位

東京都江東区越中島一丁目2番21号  
株式会社ヤマタネ  
代表取締役社長 河原田 岩夫

譲渡制限付株式報酬制度の導入としての自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2025年6月20日開催の当社取締役会において、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数	普通株式 14,600株
2. 処分株式の割当方法	第三者割当ての方法による。
3. 処分株式の給付金額	処分株式1株につき 金2,314円
4. 給付金額の総額	金33,784,400円
5. 現物出資財産の内容及び価額	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）4名及び執行役員8名については、2025年6月20日開催の当社取締役会決議に基づき、これらの者に支給される当社に対する金銭報酬債権合計金22,677,200円（処分株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金2,314円）を出資の目的とする。 当社子会社である株式会社ヤマタネロジスティクスの取締役（社外取締役を除く。）2名については、同社の取締役会決議に基づき、これらの者に支給される同社に対する金銭報酬債権合計金1,851,200円（処分株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金2,314円）を出資の目的とする。 当社子会社である株式会社ヤマタネロジワークスの取締役（社外取締役を除く。）

2名については、同社の取締役会決議に基づき、これらの者に支給される同社に対する金銭報酬債権合計金 1,851,200 円（処分株式 1 株につき出資される金銭報酬債権の額は金 2,314 円）を出資の目的とする。

当社子会社である株式会社ヤマタネシステムソリューションズの取締役（社外取締役を除く。）2名については、同社の取締役会決議に基づき、これらの者に支給される同社に対する金銭報酬債権合計金 1,851,200 円（処分株式 1 株につき出資される金銭報酬債権の額は金 2,314 円）を出資の目的とする。

当社子会社である株式会社シンヨウ・ロジの取締役（社外取締役を除く。）2名については、同社の取締役会決議に基づき、これらの者に支給される同社に対する金銭報酬債権合計金 1,851,200 円（処分株式 1 株につき出資される金銭報酬債権の額は金 2,314 円）を出資の目的とする。

当社子会社である株式会社ショクカイの取締役（社外取締役を除く。）2名については、同社の取締役会決議に基づき、これらの者に支給される同社に対する金銭報酬債権合計金 2,776,800 円（処分株式 1 株につき出資される金銭報酬債権の額は金 2,314 円）を出資の目的とする。

当社子会社である株式会社ヤマタネドキュメントマネジメントの取締役（社外取締役を除く。）1名については、同社の取締役会決議に基づき、これらの者に支給される同社に対する金銭報酬債権合計金 925,600 円（処分株式 1 株につき出資される金銭報酬債権の額は金 2,314 円）を出資の目的とする。

6. 処分先	当社の取締役（※1） 4名 5,400株 当社の執行役員 8名 4,400株 子会社の取締役（※2）11名 4,800株 ※1 監査等委員である取締役及び社外 取締役を除く。 ※2 社外取締役を除く。
7. 処分株式と引換えにする財産の給付期日	2025年7月10日

以上